

飼育動物診療施設開設届（往診診療者等）の 記入上の注意

■ 往診診療者等とは

往診のみによって飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及び往診のみによって獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者（獣医療法第7条）

■ 届出年月日について

- ・ 開設後10日以内に届出。
- ・ 届出が遅延した場合は遅延理由書を添付する。遅延理由書の様式は担当に照会。

■ 届出者の住所・氏名について

- ・ 届出者が個人の場合は、居住している住所・氏名・捺印。
- ・ 届出者が法人の場合は、主たる事務所の所在地・法人の名称、代表者氏名及び捺印。

■ 各届出項目の留意事項

1 往診診療者等の氏名及び住所（往診診療者等が法人である場合にあっては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地）並びに往診診療者等が獣医師である場合にあってはその旨

- ・ 個人の場合は氏名及び自宅の住所を、獣医師の場合はその旨を記載。
例）鳥取太郎（獣医師） ○○市○○町○○－○○
- ・ 法人の場合は法人の名称（代表者の氏名はここでは不要）、主たる事務所の所在地を記載。
例）「株式会社 ○△動物病院」 ○○市○○町○○－○○

2 往診診療の業務を開始した年月日

- ・ 業務を開始した年月日を記入（開設の年月日に相当）。

3 診療用機器等の種類及び所有・借受けの別

- ・ 診療用機器等とは、以下のものが該当。（獣医療法施行規則第4条）
 - ①覚せい剤取締法第2条第5項に規定する覚せい剤原料
 - ②麻薬及び向精神薬取締法第2条第1号に規定する麻薬及び同条第6号に規定する向精神薬
 - ③エックス線装置
- ・ ①から③に該当があれば記入。該当がない場合は「該当なし」と記入。

4 管理者の氏名及び住所（往診診療者等が獣医師であって診療用機器等を管理しているときはその旨）

- ・ 往診診療者等が獣医師であって診療用機器等を管理している場合はその旨を記入。
例）鳥取太郎（往診診療者等・獣医師）

5 診療の業務を行う獣医師の氏名

- ・ 研修獣医師等を含む診療に携わるすべての獣医師について記載。

6 診療の業務の種類

- ・以下の区分により記載する。

産業動物：牛、豚、馬、鶏、うずらが主要な診療対象動物である場合。

小動物：犬、猫、小鳥が主要な診療対象動物である場合。

その他：上記以外は()内にフェレット、魚類、爬虫類等、対象動物を記入。

7 その他

- (1) 往診診療者等が法人の場合は、定款の写しを添付する。

- ・法人の場合のみ定款の写しを添付する。

- (2) 獣医師免許証の写し

- ・管理者及び診療の業務を行う獣医師全員の免許証の写し〔裏書があれば両面の写し〕を添付する（A 4に縮小）。

- ・獣医師登録年月日は、裏書があれば裏書の登録年月日を記入。（写しとの照合のため、免許証（原本）の確認を行う。）